

ひとり親家庭のお母さんの

資格取得を支援します

ひとり親（母子）家庭のお母さんが就職に有利な資格を取得するため、養成機関で2年以上修業する場合に、修業期間中の生活負担を軽減する目的で「母子家庭高等技能訓練費」を支給します。また、養成過程の修了時に一時金を支給します。

●対象

児童扶養手当の支給を受けている方または同様の所得水準にある母子家庭の母

●対象となる資格

看護師・介護福祉士・保育士
理学療法士・作業療法士など

●支給額

（ ）は市民税 非課税世帯

高等技能訓練促進費

月額 70、500円

（月額 141、000円）

入学支援修了一時金

25、000円

（50、000円）

●手続き

事前に福祉健康課への相談が必要です。相談の結果、対象になる方には申請書を提出していただきます。なお、すでに修業して未申請の方には平成21年6月分までさかのぼって支給できる場合もありますので、平成22年1月29日までにご相談ください。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎75-6118

みんなで築こう人権の世紀

12月4日～10日は人権週間です

考えよう相手の気持ち
育てよう思いやりの心

今年で「人権週間」は61回目を迎えます。

生命の尊さや大切さ、自分がかけがえない存在であると同時に、相手もかけがえない存在であること、「思いやりの心」と「かけがえない命」を大切にすることを考えてみましょう。

○人権問題は人権擁護委員に

ご相談ください

相談日は市報の「催し&相談スケジュール」のページで毎月お知らせしています。相談は無料です。内容の秘密は厳守されます。

■問い合わせ

人権・同和対策課（中央公民館内）

☎75-4824

家を建てたとき取り壊したときは 税務課へお届けください

固定資産税は、毎年「1月1日」に所在する家屋・土地等に課税されます。

家や倉庫等を新築または増築した場合は、その翌年から課税対象となり、取り壊した場合は、その翌年から課税されなくなります。

家屋を取り壊しても、届出がないと誤って課税されてしまう原因にもなります。建てたとき、取り壊したときは税務課へお届けください。

■問い合わせ 税務課 課税係 ☎75-2126

藤田副市長が退任

藤田和彦副市長が10月11日の任期満了をもって退任されました。

藤田氏は多久市職員を経て、平成17年10月から助役、平成19年4月から副市長として4年間横尾市長の補佐を務め、市政発展に尽力してこられました。



▲退任式後に横尾市長をはじめ職員から拍手で見送られる藤田副市長（10月8日）

子育て応援特別手当は 中止されました

10月号で案内をしていました子育て応援特別手当（平成21年度版）は、政府の決定により、国が予算の執行を停止（中止）しました。

このため、支給対象世帯への申請書類の発送と申請の受け付けは取り止めますので、ご了承ください。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎75-6118